

介護・障害福祉サービス等の報酬改定について

1 背景

国は、介護や障害福祉サービス等事業所に従事する介護・障害福祉職員の収入を約3%（月額9千円程度）引き上げるために、令和4年2月から同年9月まで、都道府県を通じて、該当の事業所に対し補助金を交付しています（全額国庫負担）。

この取扱いについて、国の社会保障審議会介護給付費分科会及び障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、令和4年10月以降は、臨時の報酬改定で対応することが示され、収入の約3%の引上げを継続する仕組みを講じることが告示されました。

2 区の取組

国において、令和4年10月のサービス提供分から「ベースアップ等支援加算」が創設され、該当の事業所は、同加算の算定が可能となります。

区では、同加算の創設に伴い、新たに必要となる介護・障害福祉サービス等の経費を令和4年第3回港区議会定例会の補正予算案として提出します。

3 事業所における処遇改善に係る加算

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（平成24年4月創設）

○ 対象

福祉・介護職員のみ

○ 算定要件

任用要件や賃金体系の整備などの「キャリアパス要件」及び有給休暇が取得しやすい環境整備などの「職場環境等要件（賃金改善を除く）」を満たす事業所への加算

(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（令和元年10月創設）

○ 対象

①経験・技能のある福祉・介護職員、②その他福祉・介護職員、③その他職種

○ 算定要件

処遇改善加算を取得するとともに、職場環境等要件に関する複数の取組を行い、処遇改善加算に基づく取組の見える化を行っている事業所への加算

(3) 【新】福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月創設）

○ 対象

福祉・介護職員

ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善に充てることのできるよう柔軟な運用が可

○ 算定要件

上記（１）の処遇改善加算を取得し、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2／3は福祉・介護職員等のベースアップ等（基本給や毎月の手当の引上げ）に使用する事業所への加算

4 財源構成

（１）介護 【単位：％】

第1号 被保険者	第2号 被保険者	国	うち調整交付金	東京都	港区
25.8	27	22.2	2.2	12.5	12.5

（２）障害 【単位：％】

財源構成	国	東京都	港区
介護給付費・訓練等給付費	50	25	25
障害児通所支援	50	25	25
障害児入所支援	50	—	50

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年 9月上旬	令和4年第3回港区議会定例会（補正予算案の提出）
10月	「ベースアップ等支援加算」算定分のサービスの提供開始
11月上旬	事業所による給付費の請求（10月分）
11月下旬	区から国民健康保険団体連合会への給付費の支払（10月分）
12月中旬	国民健康保険団体連合会から事業所への給付費の支払（10月分）